

事 業 委 員 会

平成19年12月7日(金)

事業委員会

日 時 平成19年12月7日(金) 午前10時00分開会 - 午前11時15分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 田代委員長、岡本副委員長、鍛冶、和田、谷本、反保、小川
辻下(正)議長

欠席委員 なし

傍聴議員 中原

出席理事者 石田町長、平副町長、松永事業部長、藏ヶ崎事業部理事、家永事業部事業課長、
西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長、鶴岡事業部事業課参事、
伊吹事業部第二阪和等プロジェクト推進課参事、未原上下水道部長、
吉田上下水道部水道課長、木下上下水道部下水道課長

欠席理事者 梶本事業部地域振興課長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

田代委員長 皆さん、おはようございます。

本日は本委員会へ出席、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は7名、全員出席であります。

理事者については、梶本課長が病気により欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、これより事業委員会を開催いたします。

議案の審議に当たりましては、十分、意を尽くされましてご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくようお願いいたします。

それでは、12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございませんか。

(「委員長一任」の声あり)

田代委員長 ありがとうございます。

それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第99号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題といたします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

松永事業部長 それでは、1ページをごらんください。

平成19年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件のうち、当委員会に付託されました案件についてご説明申し上げます。

歳入でございますが、使用料及び手数料、都市計画使用料を4,603万5,000円減額補正するものでございます。

都市公園につきましては、南海電気鉄道株式会社から都市公園使用料を徴収してきたところでございますが、7月1日付をもちまして、大阪ゴルフ場の部分を都市公園法に定める都市公園の区域から外したことに伴いまして、この部分に係る7月1日以降の都市公園使用料について減額を行うものでございます。

続きまして、府支出金商工費委託金としまして、8万7,000円を補正するものでご

ざいます。

内容につきましては、平成19年度から商工会の設立認可等を大阪府より事務委譲を受けましたことにより、執行に必要な初期的経費の配分を受けておりましたが、その経費の配分が確定したことによる増額補正でございます。

続きまして、寄附金、林業水産業費寄附金といたしまして、3万円を増額補正するものでございます。

内容につきましては、4月21日に小島地区でフィッシングシンクタンクという団体が開催いたしましたメバルカップという釣り大会の収益金の一部を漁業振興のためにと寄附の申し出があったものでございます。

2ページをごらんください。諸収入、雑入といたしまして、6,089万6,000円の補正をするものでございます。

内容につきましては、先ほど歳入でご説明申し上げましたみさき公園の都市公園使用料につきまして、大阪ゴルフ場部分に係る7月1日以降の都市公園使用料を減額するとご説明申し上げましたが、今年度につきましては、使用料を減額した部分についての固定資産税を、固定資産税の制度上、付加することができませんので、地権者である南海と協議いたしまして、17年当初の周辺地価の動向等を参考に算出した額に面積を乗じた金額に見合う金額を負担いただくことで補正をお願いするものでございます。

同じく、諸収入、貸付金元利収入といたしまして、500万円を補正するものでございます。

内容につきましては、昭和51年から実施しておりました、岬町中小企業あっせん融資制度につきましては、金融機関との責任共有制度導入ということがございまして、この制度の元では、岬町中小企業あっせん融資制度というのは存続できないということでございまして、大阪府の融資制度と融合しなければならなくなったということで、この岬町の制度については廃止いたしました。これにつきましては、預託金がございまして、その預託金が返還されるもので、これを歳入で補正するものでございます。

以上でございます。

田代委員長 ただいまの説明について、質疑・意見ございませんか。

和田委員 この、2ページの中小企業の融資のあっせん。これは岬町でできなくなったということで少しちょっと確認したいんやけど、大阪府となってきたんか、その辺もうちょっと詳しく。

松永事業部長 その制度の中では、この岬町の中小企業あっせん融資制度というのは存続できないということになりまして、もともと大阪府で融資制度がございまして、ほとんどの方はその融資制度を借りられておりまして、岬町の融資制度は、私の知り得る限りでは使ってる方がなかったんですけども、それをもう、責任共有制度のもとでは廃止しなければならなくなつたので、廃止して、預託金を預けていた分が戻ってきたということ。

普通に商工業をやってる方は、岬町で融資の斡旋を受けられてたんですけども、その部分については今までと同様に融資ができますので、何ら問題はないというふうに思います。

和田委員 変わりはない。

松永事業部長 はい。

田代委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

反保委員 都市計画使用料の4,603万5,000円の減額ですが、これはまた、それに伴う同じような収入は見込まれるのでしょうか。

松永事業部長 先ほどもご説明申し上げました、4,603万5,000円は、大阪ゴルフ場の分を7月1日に都市公園から外したものに伴いましてですね、使用料は減額させていただくということで補正させていただきました。で、雑入のところですね、6,089万6,000円、これが都市公園の負担金として、その大阪ゴルフ場の部分の面積に乗じた周辺地価の動向等を参考にして算出した金額を南海から負担いただいたということでございます。

以上でございます。

田代委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、歳出の方を。

木下上下水道部下水道課長 次に、3ページをごらんください。

歳出ですが、農林水産業費、林業水産業費の漁業集落排水事業特別会計繰出金としまして、16万4,000円の増額補正を行うものです。

増額理由としましては、人事院勧告や地域手当等の見直しに伴う職員給与費等の改正によるものでございます。

松永事業部長 林業水産業振興費、漁業振興事業費といたしまして、3万円の増額補正を行うものでございます。これにつきましては、先ほど歳入でご説明申し上げましたように、メバルカップの収益金の一部を、漁業振興を目的として寄附の申し出がありましたので、漁業振興事業補助金に増額補正をするものでございます。

続きまして、商工費、商工総務費として8万7,000円を補正するものでございます。これにつきましても、歳入で申し上げましたように、19年度が事務委譲を受けた経費の配分の確定増加分によって、事務用のパソコンを購入するため、補正を上げさせていただいております。

以上でございます。

家永事業部事業課長 続きまして、4ページの「8.土木費」の土砂採取跡地整備事業でございます。

本事業につきましては、大阪府の受託事業として実施しておりますが、府との協議により、多目的公園の整備に必要な送配水施設等の設計業務を実施するため、工事請負費を2,000万円減額し、その減額分、2,000万円を委託料として節間の更正をお願いするものでございます。

事業費につきましては、増減はございません。

理由としましては、本設計業務は来年度の受託事業の中で実施する予定としておりましたが、早期に多目的公園内の送配水施設等の整備に着手できるよう、大阪府との協議の結果、今年度を実施するものでございます。

以上です。

木下上下水道部下水道課長 続きまして、都市計画費、都市計画総務費の下水道事業特別会計繰出金としまして、554万4,000円の減額補正を行うものです。

減額理由としましては、人事異動に伴う一名減、並びに人事院勧告や地域手当等の見直しに伴う職員給与費等の改正によるものです。

以上、当委員会付託分としまして、合計526万3,000円の減額補正を行うものです。

田代委員長 ただいまの説明に対して、質疑、意見、ございませんか。

和田委員 4ページの、土砂採取跡地設計委託料。これは2,000万、で、土砂採取跡地整備工事ですか、送排水の工事ってなってますが、設計委託料のこの2,000万というのは、工事の価格で出てきたんだと思うんですけど、送排水というのは、あの中のどのところに。これは、排水路はついてるんですかな。

家永事業部事業課長 多目的公園に設置予定であります、グラウンド周りの管理棟とか便所、手洗いなどの附帯施設へ水を送るために受水池等の施設を整備する、これを設計するものでございます。

以上です。

和田委員 送水と、それで、送排水になるんか。送水と排水で。

家永事業部事業課長 水を送って配る施設ということです。

和田委員 私は、まあ、送水とそれでどう排水になるんか。送水と排水。

家永事業部事業課長 水を送る施設ということですね。

和田委員 はい。

田代委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

なければ、本件に対する質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。まず、反対討論はございせんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論はございせんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。議案第99号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。

よって、議案第99号のうち本委員会に付託された案件は、可決されました。

続いて、議案第101号、「平成19年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。本件について、担当課からの説明を求めます。

木下上下水道部下水道課長 平成19年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件について、ご説明いたします。

委員会資料の5ページをごらんください。歳入ですが、繰入金の一般会計繰入金としまして、554万4,000円の減額補正を行うものです。減額理由としましては、先ほど一般会計補正予算で、ご説明しましたように、人事異動にともなう1名減、並びに人事院勧告や、地域手当等の見直しにともなう、職員給与費等の改正によるものです。

続きまして、町債の下水道債としまして、5,810万円の増額補正を行うものです。増額理由としましては、国におきまして、公的資金、補償金免除、繰上償還制度が増設されたことにともない、この制度の対象となる地方債のうち、平成19年度末において償還

予定で、利率が5%以上の下水道事業債について、利率の低い資金に借りかえるため、下水道事業借換債を発行するものでございます。

次に、委員会資料の6ページをごらんください。歳出ですが、下水道総務費の、一般管理費としまして、553万6,000円の減額補正を行うものです。減額理由としましては、先ほど歳入でご説明しましたように、人事異動にともなう1名減、並びに人事院勧告や地域手当等の見直しにともなう職員給与費等の改正によるものです。

続きまして、事業費、下水道事業費の公共下水道事業費人件費としまして、8,000円の減額補正を行うものです。減額理由としましては、人事院勧告や、地域手当等の見直しにともなう職員給与費等の改正によるものです。

続きまして、公債費の地方債元金償還金としまして、5,810万円の増額補正を行うものです。増額理由としましては、歳入でご説明しましたように、平成19年度末において償還予定で、利率が5%以上の下水道事業債の借りかえにともない、繰上償還するものです。

次に、下段の地方債補正(変更)の表をごらんください。地方債の補正としまして、下水道事業債の限度額補正前2億2,980万円を、補正額2億8,790万円に増額補正するものです。増額理由としましては、先ほど歳入でご説明しました、下水道事業借換債によるものでございます。

以上です。

田代委員長 ただいまの説明について、質疑、ご意見はございませんか。

和田委員 すいません。ちょっと、わからないっていうか。地方債のこの元金償還金っていうので、19年の末で一応終わりっていうか。それで、借りかえするっていうことで、借りかえたらお金がこれだけ余ってきたっていう意味になるんか、借りかえるのに5,810万円要るっっちゃうことになるんか。わからへんこと聞いても分からへんかったですけど、どういう意味になるんか。

この、借りかえ、国のあれで借りかえたら、利子やらはなくなるとかそんなのがわかるんやけど、この分がここへ5,810万円出てるっっちゃうじゃあない。

田代委員長 ちょっともう一回説明を。

木下上下水道部下水道課長 この、繰上償還につきましては、国の方で、今年度創設されまして、利率の安い資金に、借りかえるということが出来る制度ができて、繰上償還にともないまして補償金なしでということで、今年度借りかえる部分につきましては、利率が

5%を超える部分になっておりまして、それが、全協でも説明させていただいてと思うんですが、3%ほどの利率に借りかえができるということで、効果額の方も、全協の方で説明させていただいたと思いますが、得になる制度なので、借りかえを行おうというものです。

予算書でいきますと、歳入の方では、借りかえるための地方債を借りてくるために5,810万円を歳入としておりまして、歳出としては、高い利率で借りてたものの5,810万円を返すというものになります。

効果額につきましては全協でも説明しておりますけれども、繰上償還につきましては、今年度と来年度、それから再来年の3年にわたって行うんですが、全体で6,733万円、下水道分で、得をするという状況になります。

以上です。

田代委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

なければ、本件に対する質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。議案第101号、「平成19年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第101号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第102号、「平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題といたします。本件について担当課からの説明を求めます。

木下上下水道部下水道課長 平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件について、ご説明します。委員会資料の7ページをごらんください。歳入ですが、繰入金
の一般会計繰入金としまして、16万4,000円の増額補正を行うものです。増額理由
としましては、一般会計補正予算でご説明しましたように、人事院勧告や、地域手当等の

見直しにともなう職員給与費等の改正によるものです。

次に、歳出ですが、事業費、漁業集落排水事業費の漁業集落排水施設整備事業費としまして、16万4,000円の増額補正を行うものです。増額理由としましては、歳入と同様に職員給与費等の改正によるものです。

以上です。

田代委員長 ただいまの説明について、質疑、意見はございませんか。

ありませんか。なければ、本件に対する質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。まず、反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。議案第102号、「平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第102号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第108号、「平成19年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」を議題といたします。本件について、担当課からの説明を求めます。吉田課長。

吉田上下水道部下水道課長 平成19年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件についてご説明します。委員会資料8ページ、9ページをご参照願います。

まず、収益的収入ですが、事業収入、特別利益、その他特別利益につきまして、504万4,000円の補正を計上するものです。その補正の理由ですが、水道管の漏水によるガス管破損事故に伴う保険金収入です。

続きまして、収益的支出ですが、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の人件費につきまして2万1,000円の減額補正をするものです。補正の理由ですが、人事異動及び人事院勧告や、地域手当等の見直しに伴い、職員給与費等の改正によるものです。

また、受水費につきまして、1,145万3,000円の増額補正をするものです。補正の理由ですが、本年度は例年になく雨量が少なく、自己水である孝子逢帰ダムの水量が非常に少ないため、逢帰ダムからの供給を抑制しております。その逢帰ダムからの抑制分

を補うため、府営水をふやして供給しているため、府営水の受水費を補正するものです。

次に、総係費の人件費につきまして、13万4,000円の減額補正をするものです。補正の理由ですが、原水及び浄水費の人件費同様、職員給与費等の改正によるものです。

次に孝子浄水費の人件費につきまして、4,000円の減額補正をするものです。補正の理由ですが、原水及び浄水費の人件費及び総係費の人件費同様、職員給与費等の改正によるものです。

次に、特別損失、補償・補填及び賠償金につきまして、509万4,000円の補正を計上するものです。補正の理由ですが、収益的収入でご説明しました水道管の漏水によるガス管破損事故に伴い、大阪ガスへの損害賠償金です。

以上、収益的支出合計1,638万8,000円の補正をするものです。

なお、水道管の漏水によるガス管破損事故の内容につきましては、次の損害賠償の額の決定及び和解の件で、別紙参考資料に基づいて、説明させていただき予定をしております。

引き続きまして、資本的収入ですが、資本的収入、企業債、水道事業借換債につきまして、2億3,181万9,000円の補正を計上するものです。補正の理由ですが、先ほど下水道会計の繰上償還と同様、公的資金補償金免除繰上償還制度が創設されることに伴い、制度の対象となる企業債のうち、利率が5%以上の高利の企業債について、利率の低い資金に借換をし、平成19年度末において繰上償還する予定の額で水道事業借換債の発行をするものです。

次に、資本的支出が、配水管整備事業の人件費につきまして、6万6,000円の増額補正をするものです。補正の理由ですが、収益的支出の人件費同様、職員給与費等の改正によるものです。

次に、企業債償還金としまして、2億3,181万9,000円の補正を計上するものです。補正の理由ですが、資本的収入でご説明しましたように、5%以上の利率の企業債について19年度末において繰上償還する予定のものです。

以上、資本的支出合計2億3,188万5,000円の補正をするものです。

次に、下段の企業債補正（追加）の表をご参照願います。

水道事業借換債の限度額を2億3,181万9,000円とするものです。これは先ほどご説明しました利率が5%以上の高利の企業債について、利率の低い資金に借りかえるためのものです。

以上が平成19年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の内容です。

ありがとうございました。

田代委員長 ただいまの説明について、質疑・ご意見はございませんか。

和田委員 収益的収入の方で、この府営水道の孝子ダムのちょっと使えなくなってるということで、千百なんぼの府営水を買うんですが、これは一応これから雨が降る、降れへんもあると思うんですけど、何トンちゅうか、何カ月分ぐらいのみた額をしてるんか。前に府営水道を一回買うと減らしにくいというああいうことがあったように思うんですが、1点目のとりあえず何カ月分みてるんかということと、2点目の、府営水道のを一回取ると、また取らんとあかんというような事を聞いたことあるけど、その2点だけちょっとお願いします。

吉田上下水道部水道課長 19年度におきまして、府営水道の購入予定計画は183万トンを当初計画しております。それで、11月末現在で、132万7,000トン使用しております。

過去、17年度、18年度の平均をとりますと、12月から3月の間で62万8,000トンを使用しております。計画の使用水量12月から3月の分の計画量が50万2,000トンの分しか残っておりません。過去の17,18年の平均からしますと、12万3,000トンの不足水量が見込まれますので、その分の受水費の補正をさせていただいたものです。

それと、もう一点、過去の説明で、一たん契約しますと、契約水量を途中で減らすことはできないという説明をさせていただいてるということですが、今年度につきましては、そういう途中で極力水量が減ってきて、契約との水量の差ができる限り生じることが少ないように、あらかじめかなり少ない水量で契約しております。逆に今年度は少なく契約してるんですが、雨量が少なかつたため、契約水量以上に水が必要になってくるという状況になっております。

以上です。

田代委員長 よろしいですか。

ほかに。

はい、鍛冶委員。

鍛冶委員 大体内容はわかったんですが、逢帰ダムで最高でどれぐらいの今まで利用してきたんか、それに対して今回は何%ぐらいなのか、どういう状態になってるか。

田代委員長 吉田課長。

吉田上下水道部水道課長 今まで、最大幾らできたかという、それには直接の答え方はちょっとしづらいんですが、今まで過去、手元の資料で整理してる分でご説明いたしますと、平成1

5年度から18年度まで、年間で15年度は1,500ミリ。16年度1,700ミリ。17年度は1,200ミリ。18年度は1,300ミリ。そのうち、4月から10月の雨量、15年度、1,000ミリ。16年度、1,200ミリ。17年度は800ミリ。18年度が1,000ミリ。平均で1,000ミリ余りの雨量があります。

ことは、その1,000ミリに対して、10月末まで777ミリの雨量しかありません。極力、底をつくの先延ばしできるように、最小限に配水総水量を抑制して供給しています。その分を府営水で補うという形をとっています。

鍛冶委員 府営水が高いんで、自己水を使えば使うほどコスト減になるということですね。多分、全体の20、30%前後じゃなかったかと思うんですが、それは変わらないんですね。

ところが今回は、雨量が少ないために少ないということで、計画はやっぱり27%やったのかな。それで、請負されたんですね。その辺だけちょっと。

田代委員長 その辺をもう一度説明、はい。

末原上下水道部長 逢帰ダムの使用状況なんですけども、料金改定にあたりまして、うちの方が算定してた場合は、約30%を逢帰ダムの水に頼るということで、説明の中では逢帰ダムをできるだけ活用して府営水を抑制したいという計画を出しておりました。その計画は過去の逢帰ダムの使用量に合わせて計画したものです。それは、数年、通常雨が降るといって形で計画させていただきました。

先ほどの説明の中で、雨の方の説明も少ししたんですけども、通常なら、大体平均15年から18年で1,460ミリのところが、その半分ぐらいしか、今のところ降ってなくて、雨期というのは、大体10月までで終わってしまうので、それ以降は乾期になりますので、雨の量が非常に少ないと思います。

ここ数年、大体これ以降は300ミリぐらいしか降りませんので、それからいきますと、うちはダムを最大限利用したいのですが、ダムの水位も15年以降の計測では最低に達してまして、現在、12月で9メートルということで、過去最低の記録を更新しているというような状況で、まだ、下がっていく傾向にあります。それを抑制して、府営水で補うしかないということになりました。

それに合わせて、今回の料金改定のときに出しました計画よりは1,000万強の赤字ということが、今年は見込めると思います。

以上です。

田代委員長 よろしいですか、ほかに。

小川議員 このガス管破損に伴う保険金の収入と支出がちょうど5万円、504万4,000円と509万4,000円。この5万円というのは、一事故に対しての保険の免責ですか。

吉田上下水道部水道課長 小川議員の言われるとおり、保険の対象としましては、全額対象になっておりますけれども、5万円の差額分は免責分です。

田代委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ本件に対する質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第108号「平成19年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第108号は、本議員会において、可決されました。

続いて、議案第109号、「損害賠償の額の決定及び和解の件」を、議題といたします。本件については、本会議で説明を行っておりますが、参考資料について、担当課からの説明を求めます。

吉田上下水道部水道課長 損害賠償の額の決定及び和解の件につきましては、本議会において、ご説明させていただいておりますが、別添参考資料を準備しましたので、参考資料に基づいて概要の説明をさせていただきます。

まず、参考資料の1枚目ですが、水道管の漏水に伴うガス管破損事故の概要について。事故当日の経緯を記載しております。

まず、5月24日午前10時30分ごろ、大阪ガスからみさき公園駅前青葉台付近でガスが止まり、岬郵便局前のガス検知器を調べると、ガス管に水が入っており、塩素反応があるという連絡が入りました。

ただちに、我々水道課職員 2 名が現場に急行しまして、現場において大阪ガス関係者及び我々水道課職員並びに漏水調査専門業者を派遣させ、調査を行いました。

午後 1 時ごろ、漏水等の原因箇所を発見しまして、ただちに漏水等原因箇所を掘削し、午後 2 時ごろに大阪ガスはガス管を補修し、我々水道課は水道管を補修復旧し、ガス、水道ともに大きな被害はなく、無事復旧作業は完了しました。

次に 2 枚目、ガス管破損事故概要図をご参照願います。太いグレーの線で囲っているのが、みさき公園駅前青葉台付近の調査した区域でございます。その中に丸に×印をつけている箇所が、ここが水道管の漏水によるガス管を破損させた箇所です。

なお、そのほかに区域の中で×印をつけている箇所は掘削調査を行った箇所です。

次に資料の 3 枚目、水道管及びガス管横断図をご参照願います。図の青い管が水道管で、黄色い管がガス管です。赤の×印の箇所で漏水を起こし、ここでサンドブラスト現象が起り、ガス管に穴を開け、ガス管に水道水や土砂等を浸入させたものです。

なお、サンドブラスト現象といいますのは、水道管の破損部から漏水した圧力のある水が土砂と混合して、噴射し、近くにある管等をこすりつけ、穴を開ける現象をいいます。

次に、資料 4 枚目をご参照願います。このサンドブラスト現象によって、ガス管に穴が開き、土砂等が浸入した、その写真でございます。なお、口径は 25 ミリです。

以上が水道管の漏水に伴うガス管破損事故の概要です。

ありがとうございました。

田代委員長 この件について、何かご質問ありましたら。

谷本議員 一点お聞きしたいんですけど、3 枚目の図を見ますと、ガス管と水道管が交差しております。

こういうことは、水道管埋設工事をするときに、ガス管と水道管の距離というのか、どれだけ開けらんといかんとか、そういうような決まりというものがあるんか、ないんか。どうなんですか。

末原上下水道部長 離隔については、水道施工時には 30 センチの離隔を開けるということで、徹底しております。

この物件については、当時、開発でガス管及び水道管が埋設しました経緯がございます。この件では両方の管が、クロスしたような状況で、町も水道を引き取り、ガスは大阪ガスで引き取ってという状況なんで、しかも、それが離隔の問題だけじゃなくて、実はここは鉛管が残っておりまして、鉛管の方から噴き出して、非常にまれな現象なんですけども、

サンドブラスト現象という。これが少し方向が変わったら、現実にはその離隔が近くても漏水だけで終わったかもしれませんが、今回は非常に特殊なケースということです。保険金の対象になるということです。大阪ガスも事例は数件あると聞き及んでおります。

以上です。

谷本議員 30センチを開けらんといかん。その場合に30センチ以上開いとるのか。

末原上下水道部長 開いておりません。

谷本議員 それはどういうわけで開いてないんですか。

田代委員長 先に町の指定業者がやったんか、町の責任においてやったんか。それとも、引き取りの際、委託の会社がやったんか、その辺を先に説明しておかんと。

末原上下水道部長 これは、宅地造成事業として、民間の開発業者がやったものを町が引き取ったという状況です。

町が引き取るに当たっては、掘り返して検査するというのはしておりません。現在では、その引込み状況については、水道・ガスとかの写真を撮って、引取り検査をやっておりますが、当時そのような証拠となるものを現在、持ち合わせておりません。業者とも多分、設備業者が一括したんでしょうが、あそこはご承知のように石を積んだところがございまして、鉛管というものが非常に曲がりやすいものですので、それに合わせた形で、宅地に引き込む手前でクロスしたと考えております。

以上です。

谷本議員 ということは、岬町はあまり都市ガスが通ってないんですね。あの辺の、またほかにもそういう危険なところが、まだまだあるかもわからん。どうなんですか。

末原上下水道部長 今、わかってる範囲では可能性はあるということですね。

この青葉台については、鉛管も一部残ってますので、ビニル管であれば、こういう現象は非常に少ないと聞いております。一部鉛管の残ってるところについては、可能性がある。

しかし、クロスしておっても、先ほどちょっと説明したんですけど、このサンドブラスト現象というのは、一方向にびゅーっと噴き出す形でないと、穴を開けることができませんので、その方向が少しでもずれば、そういう現象が生じないものでございまして、可能性はございますが、非常にまれなケースと考えております。

以上です。

田代委員長 よろしいですか。

反保委員 この事故の箇所自体が住宅地で、非常に人の通行もあるような場所のようですが、人的

な事故とか、あるいは家屋に対する損傷とかいったことはなかったんですか。

末原上下水道部長 人的被害は一切ございません。

以上です。

田代委員長 よろしいですか。ほかに。

鍛冶委員 これに関連するんですけど、1カ月前に、寿司よしのみさき公園の店の横、あそこでも大分漏れてましたけども、ああいうのは年間で何件かあるんですかね。年に。

末原上下水道部長 本管漏水については、やっぱり数件ございます。それとあと引込とって、個人の家に引き込む分については数10件の事故がございます。

田代委員長 よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

岡本委員 ちょっとこのガス管破損の事故について聞いてみたら、5月24日ですか。

末原上下水道部長 そうです。

岡本委員 それから9月議会もあり、12月まで何で報告せんとほっといたんかなという疑問と、例えば、今、僕、谷本さんの質問をしようと思ってんけども、谷本さんと重なるんでやめとくけども、やっぱりきちっと宅建業者から引き取るときには、写真だけやなしに、抜き打ちにちょっと検査するとか、そのようなやっぱり検査をせんと、いかなの違うかなと思うので。要望として、これも5月の事故発生が何で12月やねんということもちょっと疑問に感じるので、そのことについても、要望しておきますけど、回答があればしてもうたええで。ええけど、ここで要望しておきます。以上です。

田代委員長 1件目の5月から今になった、12月になった理由だけちょっと答弁しておいてください。

末原上下水道部長 この料金というか、補償金の算定には非常に期間を要しました。それが9月議会の方では、間に合いません。わかったのが、この12月議会上程の1カ月前に相手の方大阪ガスと、今回の補償に伴う額の成立が確定しました。これについては、補償の会社の方からいろんな資料を求められました。それを出すのに、大阪ガスの方もかなり手間をかけた経緯がございます。したがって、これが12月議会が直近となっております。

報告については、事故があった経緯を報告するというのもあると思うんですが、何分、1軒の家だけが水道がとまったという経緯と、あとガスについても10軒程度がとまりましたが、夕食にも間に合っているという経緯がございましたので、報告の方がおくれました。おわびします。

田代委員長 あのね部長、今、岡本委員の説明、他の委員さんも同じ考えだろうと思うんですけども、やはり5月に事故が発生して、いろいろそれに対する対応策もいろいろかかったと思うけども、やはり、保険の支払い云々について、補償の云々については別途として、こういった事故についてはまれな事故であるし、やはり当委員会なりに報告があったのか、あるいはしなかったのかということなんで。いわば、結果は別として、報告をやっぱりこういう問題については、速やかに議会に報告することを今後、厳しく指摘をしておきますので。今回については、そういう指摘があったということ肝に銘じて、今後の対応をよろしくお願いしときます。

末原上下水道部長 はい、承知しました。

田代委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第109号「損害賠償の額の決定及び和解の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

田代委員長 満場一致であります。

よって、議案第109号は本委員会において可決されました。

続いて、議案第122号「岬町水道給水条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますが、担当課からの補足説明を求めます。

吉田上下水道部水道課長 「岬町水道給水条例の一部を改正する件」について、ご説明します。

本条例の改正の主な内容につきまして、本議場での説明と重複する部分もあるかと思いますが、よろしく申し上げます。

主な内容につきましては、検針の方法について、毎月の検針から隔月への検針に。それ

と料金につきましては、その検針した使用水量を2分の1にして、現在と同じ、毎月の徴収とするものでございます。

徴収の方法について、現在、銀行等での口座振替や払い込み及び集金による徴収を行っておりますが、そのうち、集金による徴収を廃止し、銀行等での口座振替や払い込みに加え、コンビニでの払い込みをできるように改正し、経費の削減を図るものでございます。

新旧対照表にてご説明させていただきたいと思っております。新旧対照表をご参照願います。料金について、第25条の旧では料金は「1箇月につき」というところにアンダーラインを引いておりますが、その部分を削除です。「メーター検針に基づく使用水量に応じて、第1号に定める用途区分に従い基本料金及び従量料金により算出した額と、第2号に定めるメーター使用料金を合算した合計額とする。」となっておりますが、新では、先ほど言いましたように、「1箇月につき」というところを削除しております。

料金の算定について、第26条、旧では「定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日）」という形で、これは1カ月を指しているわけですが。それに「メーター検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に検針を行うことができる。」となっておりますが、新では第1項において、「料金は定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ町長が2箇月ごとに定めた日をいう。）にメーター検針を行い、その日の属する月及びその月の前月の2箇月分として算定する。」とし、第2項において、「前項の規定によるメーター検針で算出された使用水量は、各月均等とみなす。ただし、使用水量を2等分して整数値が得られないときは、その端数を前月分に繰り入れる。」。これは2カ月分の検針したものを2分の1にし、前月分と当月分に振り分け、端数が出たときは、先の月に繰り入れるというものでございます。

また、第3項において、「町長が必要と認めるときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。」とし、閉栓時等の検針など、必要と認められるときに検針を行えるようにするものです。

料金の徴収方法について、第30条、「料金は納入通知書に基づく取扱金融機関での口座振替及び払い込み、又は集金の方法により毎月徴収する。」となっておりますが、そのうち、新では、「取扱金融機関」のところに「等」を加え、コンビニ収納に対応できるようにし、「集金の方法」を削除し、「その他の方法」を加え、今後の予期しない場合、あるいはやむを得ない場合に対応できるようにするものでございます。

以上、改正によって経費の削減を図るものでございます。

ありがとうございました。

田代委員長 ただいまの説明について、質疑・意見はございませんか。

谷本委員 本会議場でも他の議員が質問しておりましたけど、検針を2カ月に1回ということによって、漏水の発見がおくれると。現実には私のところも、部長も知っているとおりに、昨年でしたか、漏水してまして、1カ月4万ぐらいの水道料を払った記憶があるんですけども、それも検針の方に教えられて初めてわかったという状況でございます。

これ、2カ月に1回にするということは、そういうときの漏水の量もまた出てくるわけですね。そういうこともありますけども、この2カ月に1回の検針にしたということは、検針時のその人件費の削減が目的でやっていることですか。

吉田上下水道部水道課長 谷本委員が言われるように、毎月検針から2カ月検針にするということは、経費の削減を図るとするのが一番の目的です。

田代委員長 それと今、漏水の。よろしいんですか。もう一個漏水の件。

末原上下水道部長 私の方から。

水は生活にとって、営みでかけがえのないものですが、大切な資源ということで、従前から全国的にポスター等で節水についても協力をお願いしてるところでございます。

これまでも毎月、検針の量が、前回の使用料と比べてふえたところについては、そういうお知らせカードで量がふえてますよということはやっております。2カ月に1回になっても同じようにするんですけども、このメーター内の家庭の配管というのは、個人の私有物になっております。したがって、この設備については、各個人で基本的には管理していただくということでございますので、メーター検針については、町の方からチラシとか、各戸配付、回覧等でお知らせをしますが、各自の責任でメーターがどこにあって、全部の栓を閉めきったときにパイロットが回っていない、漏水してないという確認をできれば個人の方でお願いしたいと考えております。それにかかる広報は水道の方で十分周知したいと考えております。

以上です。

田代委員長 今、谷本委員のおっしゃるのは1カ月検針であれば、そのときに検針の方が、あれ、今月はえらいメーターがようけ回ってるなということに気がつくのに、2カ月にならなないとその間がわからないやんと。だんだん、その2カ月しかわからんやないかと。漏水したその給水量の差とか差額とか、そういうものは一応役所の方で検討・対応するというこ

とやけども、1カ月でわかるものが2カ月になるやないかということ、多分ご指摘であるので、その辺はどのように考えてるかというたら、おたくの方は、部長としては、これは個人の持ち物やから、個人がいわばちゃんと管理しとかないかと、こういうことなんですね。それについて谷本委員どうですか。

谷本委員 高齢化になっていく現代、特に年寄り二人とか、ひとり暮らしとか、そういう家庭が多い中で、そういう検針まで自分らでせえっていうのは、ちょっと難しいんじゃないかと。

それともう一点、1カ月に1回の検針から2カ月に1回の検針になった場合、どれだけの人件費が浮いてくるのか、これをちょっとお聞きしたかった。

末原上下水道部長 まず、2カ月検針の経緯というのか、質問とは少しずれるかもしれませんが、現在岸和田から田尻町まで調べておるんですが、2カ月ごとの検針というのは5団体で、1カ月の検針が2団体で、今年度岬町はそういう形に変えていこうとしてますので、流れとしては先ほどの人件費の節減の意味から言いますと、2カ月に1回になると半分になると。

谷本委員 それは半分ですな。

末原上下水道部長 したがって、そのような観点から皆様に強力をお願いしたいということで、私はメーター自身は個人の管理ということで、ちょっと厳しい形にはなるとは思うんですけども、その辺は各人で注意していただきたいと考えております。

田代委員長 今の人件費のどのくらい削減できるのかっていうのは。

吉田上下水道部水道課長 年間では、年度によって若干の差はありますけども、七百数十万円。それが単純に2分の1になると。三百数十万円が効果が出るという状況です。

田代委員長 よろしいですか。

谷本委員 最後になりますが、部長、そういう個人で水道のメーターを自分とこは自分で管理せえっていうのは、ちょっと難しいと思うんです。そこら辺もうちょっと、だれでも簡単に見えるような、その説明もう一回やってください。

吉田上下水道部水道課長 家庭内においては、自分のものですから、十分ふだんから注意をお願いしたいんですが、メーターそのものを確認、チェック、そういうところまでしていただかなくても、ちょっと庭が水っぽくなってきたとか、水の出が少し悪くなってきたとかいうことに気づいたら、その時点で給水の指定業者に一遍お尋ねしていただくというような形で、問い合わせ等をしていただければ、未然に漏水を防いだり、あるいは漏水がしておっても最小限に食い止められるのではないかなと思っています。

当然、年配の方に小さい数字のメーターを見てくださいよと言っても、それは無理な方もいらっしゃると思います。そこまではしていただかなくても、今言うたような形で、ふだん気づいた点があったら、放置せずに、給水業者等にまずは問い合わせさせていただきたい。そういうことでお願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

田代委員長 もう一回最後に。

谷本委員 ええか。

田代委員長 結構です。

谷本委員 吉田君そう言うけど、わしも漏水方々見てきたで。自分ととも実際、漏水したよ。そんなもん水がぼんと上に噴き上げたらすぐわかるけど、そんな自分とこの水が地下で漏水してたら、地形によってずっと何軒も向こうの溝まで流れていって、そんなもん絶対気づくもんと違うで。噴き上げたら気づくけど。

田代委員長 ちょっと私の方から、ちょっとこの件について確認をするんやけど、今350万前後の効果額があるということで、人件費の削減。

それで、その検針人さんっていうのは、委託をどのような形にする。2カ月に1回にしたら、人件費がどれだけっていう、そういうとこの詳しいとこまで説明できやんかな。

吉田上下水道部水道課長 今の検針人は、個人の方で、水道課との間で委託契約を結んでおります。それで、検針費用につきましては1軒幾ら、具体的に言いますと、1軒70円という委託費でやっていただいております。ただ、詳しい、ややこしい計算はなくて、ただ軒数に70円を掛ける、そういう委託料をお支払しております。

田代委員長 その軒数が減れば、減った計算やな。2カ月に1回っちゅうことはね。

吉田上下水道部水道課長 例えば500軒検針をしていただいている委託人に対しましては、多少の変動はありますけども、毎月の500軒が隔月に500軒になると。年間にしますと、ちょうど2分の1になるという計算です。

谷本委員 いつまでも言うとっても切りないから。

田代委員長 結構ですよ。

谷本委員 とにかく、もうちょっとだれでもすぐ漏水が見つけれられるようなええ方法をまた要望しておきます。

末原上下水道部長 メーターの件なんですけども、過去のメーターっていうのは、時計のようなものが小さいリットルから、10リットル、1リューベというのが3つほど並んでたんです

けども、現在のメーターについては、パイロットマークというのがありまして、これまでよりわかりやすいような形で、銀色で周りが赤っぽいものがついてます。これを各家庭の蛇口を全部閉めきって、パイロットを見ていただければ、それが動いておれば、漏水してるので、針の読みを見るのではなくて、漏水をチェックするためのパイロットを見ていただければ、漏水してるかしてないかっていうのは、これまでよりわかりやすいような形です。

谷本委員 今、全部そんなメーター違うやろ。

末原上下水道部長 いや、変えてます。

谷本委員 どこでもそうなん。

末原上下水道部長 はい。変えております。

田代委員長 だから、そういう今、委員の方から、高齢化もしてるし、一々そういうものを見られんから、今まで1カ月だったらすぐにわかってたけども、今度は2カ月にならんとわからんやないかということなんで、対応策としてできれば、金もかかるけども、広報等できちっと、2カ月に1回になる場合については、今後メーターの確認はこうしてくださいよというような、そういう住居者に向けた広報が出せたら、そういう回覧なんかで、きちっと明確にしてやってくれたらいいと思うんですね。

そういうことをご理解をしていただきたいんですが、よろしいですか。そういうことでひとつお願いしときます。

ほかにございませんか。

なければ本件に対する質疑はこれで終了いたします。

続いて討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第122号、「岬町水道給水条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。

よって、議案第122号は本委員会において可決されました。

以上で本委員会に付託を受けました議案6件についてはすべて議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

本日はこれで事業委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前11時15分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年12月7日

岬町議会

委 員 長 田 代 堯